

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年4月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第26号

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程（16 経教規程第60号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（役員又は職員からの寄附）

第7条 本学の役員又は職員個人が次の各号の一に該当する寄附金を受入れた場合は、当該寄附金を本学に寄附しなければならない。

- 一 当該役員又は職員の職務上の教育研究に対するもの。
- 二 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用して実施するもの。

附 則（17 経教 規程第26号）

この規程は、平成17年4月28日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。